

令和8年2月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津島市長 日比 一昭

市町村名 (市町村コード)	津島市 (232084)
地域名 (地域内農業集落名)	神守地区 (大木、光正寺、蛭間、牧野、寺野、青塚、葉苅、下切、宇治、椿市、牛田、越津、百島、百町、金柳、白浜、高台寺、神尾、大坪、義務、神守)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月15日 (第4回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内の農業を担う担い手のうち、一つの経営体が100.0ha以上の農地を担っているため、当経営体のみでは担い手が不足するリスクがあることから、新たな担い手候補の追加を検討する必要がある。
- ・高齢化や離農等により耕作が適切になされなくなった結果、耕作放棄地と見受けられる農地が点在しているため、今後耕作放棄地の急増を防止するための受け皿対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・神守地区の農地は水田の割合が多いため、今後も水稻の生産を中心に認定農業者等をはじめとした農業を担う者への農地の集積を進め、地域と担い手が一体となった一団的な農地運用による効率的な稻作を推進していく。
- ・担い手への集団化は進んでいるが、一団化している農地のうち一部の筆の担い手候補が他の経営体となっている地域があるため、より効率的な運用ができるよう担い手間での交換等による再整理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	264.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	264.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地については必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

作業受託の耕作農地は農地中間管理機構を通して担い手へ集約化する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集約を目指し、原則として機構を通して貸付を推進することで農業経営の安定および休耕地や耕作放棄地の事前予防に活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

JAと連携し、将来に渡り適切に耕作が可能と見込まれる新規就農希望者に対しては融資を無利子にする等、融資制度、補助事業制度の指導と支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】